

## 第15回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和3年8月31日(火)

場所 市役所1階 多目的室

議案 議第1号 農地法第3条許可申請について

議第2号 農地法第3条の許可を要する農地の買受適格証明願について

議第3号 農地法第4条許可申請について

議第4号 農地法第4条許可処分取消申請について

議第5号 農地法第5条許可申請について

その他 9月総会の会議開催予定日時

第16回総会を9月30日(木)午後を開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後1時30分

霜田事務局長

お疲れ様でございます。

お天気の良い中貴重な時間を割いて、総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、第15回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第4条により、会長が議長となります。

それでは、石塚会長よろしく申し上げます。

石塚会長

皆様大変お疲れ様でございます。

今ほど局長も申し上げましたが、忙しい中、しかも天候に恵まれて非常に悔しいですが、よろしく申し上げます。

先般、運営会議委員、農政会議委員の皆様と市議会の産業建設常任委員会の皆様と意見交換をしてきたところでございます。内容につきましては、目新しいものはありませんで

したが、農業委員会の活動が市議会の産業建設常任委員会の皆様に御理解いただけたと思っております。意見交換会の中で、活発に議論されたのは、有害鳥獣対策だと感じております。今こういう時期ですのでスムーズに議論が進みますようお願いいたします。

この後の総会につきましては着席の上、進行させていただきます。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局は本日の出席委員数を報告願います。

霜田局長

委員数は19人です。本日欠席報告は2人、現在の出席委員数は17人で、過半数であることを報告致します。また、農地利用最適化推進委員の出席は19人です。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第15回総会を開催します。

議長

次に、柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり －

議長

それでは、6番 新澤 公明委員、14番 巻口 夏美委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

山崎事務局長代理

事務局でございます。それでは、議案書1ページをご覧ください。議第1号 農地法第3条許可申請について御説明申し上げます。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10 a 当たりの価格の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号1 宮川字宮田ケ入〇〇番 外12筆 田及び畑 計5,903 m<sup>2</sup>。大字宮川〇〇番地 〇〇 〇〇。西山町大崎〇〇番地〇 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。円です。

審査結果の1ページを御覧ください。案件である申請番号1について、地区担当の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の山崎局長代理、大橋係長が現地調査を行いました。

審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第7号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第1号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第1号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

続いて、「議第2号 農地法第3条の許可を要する農地の買受適格証明願について」、事務局の説明を求めます。

山崎事務局長代理

事務局でございます。それでは、議案書2ページを御覧ください。議第2号 農地法第3条の許可を要する農地の買受適格証明願について、御説明申し上げます。

土地の所在地、地目、面積、願出人、願出理由の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 大字黒滝字大門〇〇番〇 田 518 m<sup>2</sup>。大字黒滝〇〇番地 〇〇 〇〇。  
新潟地方裁判所長岡支部が実施した公売において、特別売却期間を経過した後に買受を希望するためです。

本案件については、申請者が買受人になった場合には、所有権を移転するために、農地法第3条の規定による許可申請書が改めて提出されることから、付帯決議としまして、「買受適格証明書の交付を受けた者が買受人となり、農地法第3条の許可申請書を提出した場合、農業委員会の会長は、買受適格証明書を交付した時点と事情が相違していない場合に限って、許可しても差し支えないものとする。」として、会長の専決許可を付すものであります。

審査結果の3ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第2号の申請案件を証明発行処分と決定することに御異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第2号の申請案件を証明発行処分と決定いたします。

議長

次に、「議第3号 農地法第4条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。議案書 3 ページをご覧ください。議第 3 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 北条字中江下〇〇番〇 外 1 筆 田 190.93 m<sup>2</sup>。東京都葛飾区東新小岩八丁目〇番〇〇-〇〇〇号 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇。一般個人住宅。第 2 種でございます。

申請地は、昭和 47 年頃より一般個人住宅の敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 5 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第 3 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 4 号 農地法第 4 条許可処分取消申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。議案書4ページを御覧ください。議第4号 農地法第4条許可処分取消申請について、御説明いたします。土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号1 松波四丁目字川向新田〇〇番〇 畑 55 m<sup>2</sup>。橋場町〇番〇号 〇〇 〇〇〇。申請地売却のため。第3種でございます。

当初は、車庫及び駐車場を建設する計画でしたが、新たな転用希望者に申請地を売却することとなったため、許可処分の取消を申請するものです。申請地は申請番号2と隣接しており、更地となっております。議第5号 第5条許可申請 申請番号1に関連するものです。

申請番号2 松波四丁目字川向新田〇〇番〇 外1筆 畑 1,217 m<sup>2</sup>。橋場町〇番〇号 〇〇 〇〇〇。申請地売却のため。第3種でございます。

当初は工場を建設する計画でしたが、新たな転用希望者に申請地を売却することとなったため、許可処分の取消を申請するものです。申請地は申請番号1と隣接しており、更地となっております。議第5号 第5条許可申請 申請番号1に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、許可取消申請書類審査結果一覧表6ページ上段のとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第4号の申請案件を取消処分と決定することに御異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第4号の申請案件を取消処分と決定いたします。

議長

次に、「議第5号 農地法第5条許可処申請について」ですが、申請番号11が〇〇 〇委員に関する案件でありますので、他の案件と分けて審議します。では、申請番号1から10までの案件について、事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。議案書5ページを御覧ください。議第5号 農地法第5条許可申請の申請番号1から10までの案件について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号1 松波四丁目川向新田〇〇番〇 外2筆 畑 1,272㎡。橋場町〇番〇号 〇〇 〇〇〇。松波二丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇。駐車場。第3種でございます。

申請地につきましては、譲受人が経営する工場の従業員及び来客者用の駐車場として利用される計画となっております。

議第4号 第4条許可処分取消申請 申請番号1及び2に関連するものです。

申請番号2 田中字田屋の下〇〇番〇 田 198㎡。田中〇番〇号 〇〇 〇〇。田中〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。駐車場。第3種でございます。

申請地につきましては、譲受人が経営する会社の来客用の駐車場として利用される計画となっております。

申請番号3 東港町〇〇番 畑 261㎡。西山町二田〇〇番地 〇〇 〇〇。東港町〇番〇号 〇〇 〇。一般個人住宅。第3種でございます。

申請番号4 西山町二田字西ケ入〇〇番〇 田 461㎡。千葉県松戸市栄町五丁目〇〇番地の〇 〇〇〇 〇〇〇。西山町坂田〇〇番地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第2種でございます。

申請番号5 劔字角田〇〇番〇 田 231㎡。大字劔〇〇番地〇 〇〇 〇〇。柳橋町〇番〇-〇〇〇〇号 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 外1名。一般個人住宅。第3種でございます。

申請番号 6 中田字関野〇〇番〇 田 499 m<sup>2</sup>。大字中田〇〇番地 〇〇 〇。大字中田〇〇番地〇 〇〇〇 〇。一般個人住宅。第 2 種でございます。

続きまして、議案書 6 ページを御覧ください。

申請番号 7 鯨波二丁目字蛇島乙〇〇番〇 外 1 筆 畑 384 m<sup>2</sup>。鯨波一丁目〇番〇号 〇 〇〇。大字新道〇〇番地 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 8 西山町別山字立村〇〇番 田 13 m<sup>2</sup>。西山町別山〇〇番地〇 〇〇 〇〇。長岡市平島二丁目〇〇番地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。宅地の拡張。家庭菜園。第 2 種でございます。

申請番号 9 新赤坂四丁目〇〇番 外 1 筆 畑 675 m<sup>2</sup>。新赤坂二丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。長岡市信濃二丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇。建売住宅 2 棟。第 3 種でございます。

申請番号 10 北半田一丁目字九反田〇〇番〇 田 629 m<sup>2</sup>。東京都墨田区本所一丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。東港町〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇。建売住宅 3 棟。第 3 種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 7 ページのとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号の申請番号 1 から 10 までの案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。



－ 「異議なし」の声あり －

議長

議第5号の申請番号1から10までの案件を許可処分と決定いたします。

議長

続いて、申請番号11の案件の審議を行います。当該案件は、〇〇〇農業委員に関する案件でありますので、〇〇委員の退席を求めます。

－ 〇〇〇委員が退席 －

議長

事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。議案書6ページを御覧ください。申請番号11の案件について、御説明いたします。

申請番号11 南条字馬場〇〇番〇 外2筆 畑 315㎡。大字南条〇〇番地〇 〇 〇  
〇 外2名。新潟市中央区八千代一丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。  
信越本線法面モルタル吹付工事に伴う仮設工事ヤードのための一時転用。農業振興地域に  
おける農用地区域でございます。

〇〇委員につきましては、貸渡人の一人となっております。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の7ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号 申請番号 11 の案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第 5 号 申請案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました〇〇委員の入室を求めます。

— 〇〇委員が入室 —

議長

〇〇委員に退席を求めましたが、申請番号 11 の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

事務局からその他事項をお願いします。

霜田事務局長

皆様のお手元の第 15 回農業委員会総会（R3.8.31）事務局事務連絡を御覧ください。

#### 1 今後の予定（別紙）

- ・農政会議

8 月 31 日（火） 総会終了後 1 階多目的室

冒頭で会長からお話がありました、市議会産業建設常任委員会の方々と 8 月 18 日に意見交換会を行いました。この総会が終わりましたら、こちらの会場で引き続き農政会議委員の皆様には残っていただき、市長への意見書を作成していただきます。農政会議の方々から協議いただき、9 月の総会で案について御承認いただいて、10 月中旬には市長に意見書を提出と考えております。よろしく願いいたします。

- ・市議会 9 月定例会（一般質問答弁）

9 月 9 日（木） 11：00（予定） 本会議場

9 月の定例会が 6 日から始まります。一般質問は、9 月 9 日の 2 人目になりますが、11：00 から予定をしております。農業委員会に関する質問が出ておりますので、会長から議場で答弁をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

- ・第 14 回運営会議・市長意見書提出（予定）

10 月 15 日（金） 9：00～ 3 階 3-4 会議室

10月15日9時から仮で抑えてあります。運営会議も行いますので、運営会議と市長のスケジュールを見た中で意見書を提出する時間を調整します。運営会議委員の皆様には、御都合くださるよう、よろしく願いいたします。

・新潟県農業委員会大会

11月22日(月) 詳細未定 新潟市朱鷺メッセ

全委員は日程調整(予定)のこと

例年三条で行われていまして、昨年は、人数制限をかけました。今年は新潟市の朱鷺メッセで11月22日と示されておりますので日程調整をお願いいたします。今の状況ですと、コロナの関係で人数制限やオンラインでの参加もあると思いますが、詳細につきましては追って連絡します。

## 2 R3 管外視察研修について

3月30日の総会と4月8日に農政会議の方々から、R3管外視察について御検討いただきました。4月の総会で安野代表から報告がありまして、10月中旬から下旬辺りで行いたいと、ただコロナの状況がありますので様子を見ようという話で御検討いただいたところがあります。こういう御時世です。県外には行けませんので県内の新発田への視察をご検討いただいていたところですが、新聞や報道で緊急事態宣言が21都道府県に出て、蔓延防止措置が12県出まして、全国的にこういう状況になりました。8月30日に県で本部会議、web会議を行いまして、今特別警報が新潟市、長岡市、小千谷市に出ておりましたが、9月3日から16日まで全県に特別警報を出すということで自粛、飲食店の時短要請、学生の部活動の休止、公共施設の利用の中止が示されて、各市町村でも方針に沿って自粛して皆で乗り越えようということになりました。

柏崎市の状況は、2回目のワクチン接種をお済みの方がほとんどですが、47歳未満のワクチン接種がいつになるのかという問い合わせが多いです。市全体としましては、2回目のワクチン接種終了が53%という状況であります。65歳以上は、9割がた接種が終わっていますが、まだまだ先が長い状況であります。柏崎市では、昨年コロナの感染者が発生して以来、179症例出ております。179症例のうち、1/3が8月だけで感染をしたということで、医療関係から重症化している人が出て難儀していると聞いております。

県内の他市の状況を確認してみました。中越管内の長岡市、小千谷市、十日町市、南魚沼市では、今年の管外視察は実施しませんという結論を出しました。刈羽村は、電源の関係もありますので様子を見るということです。新発田市は、管外視察を実施はしないとは言ってませんが、市の当局から管外視察をやるべきではないと農業委員会に対して話が合ったと聞いております。受け入れについても、相手の立場を考えれば御遠慮いただきたいという感じでした。農政会議で検討をいただき様子を見てまいったところですが、管外視察については、もうしばらく辛抱しようという結論に至りました。昨年改選があり、

なかなか委員同士交流する機会がありませんが、こういう状況ですので何卒御了解くださいますようお願い申し上げます。運営会議で来年こそは、盛大にできたらいいと話をしたところでございます。今年度は中止とさせていただきます。

### 3 一人一人の活動内容の見える化の推進（規制改革推進会議、農水省）

石塚会長から活動記録簿の話をしていただきまして、幾度となく記入をお願いしたところでもあります。規制改革推進会議、農水省の中で出ている議論が下記の①から③であります。

#### ① 担当地域の実態に応じた目標の設定・点検・評価

総括的に、国は、農業委員会に対して厳しい目を向けております。推進会議の中で、令和5年度に農地の集積・集約を80%にもっていこうという話ですが、令和2年度の決算状況が、県内の集積が6割いっていない状況です。人・農地プランの実質化、農地の集積・集約化といった話の中で、国は思ったよりも低調で進んでいないと感じておるようです。

ガイドラインの方向性がはっきり示されていませんが、今後は一人一人、個々人が目標を持って活動していただき、それに対して委員会の中で点検評価を行うことを規制推進会議や農水省は考えているようです。

#### ② 「農地の見守り活動」の徹底と記帳励行

普段から行っている活動や相談を活動記録に留めておいてください。今後、委員の活動の公表を求められるかもしれませんので、メモや記録を留めていただきたいと思います。

#### ③ 活動記録簿の記帳徹底

活動の見える化については、活動したこと、相談にのったこと、してあげたこと等全てを活動記録に留めておいていただき、もしもの場合には対応できるようにしておいてください。今すぐということではありませんが、規制推進会議の中でも議論がありますので、そのうち県を通じて通達が来ます。委員の皆様方、日々の活動の見える化をして記帳をお願いしたいと思っております。

霜田事務局長

次に、事務連絡4番と5番については、力石主査が説明します。

力石主査

事務連絡4番と5番について、御説明申し上げます。

#### 4 全国農業新聞の普及推進について

購読者名簿（その後）について

4 番の全国農業新聞の普及推進について御説明いたします。資料は、「全国農業新聞購読者名簿」と「紙面徹底解説パンフレット」です。

購読者名簿については、7月の総会で普及拡大のための普及資料をお配りした際に、購読者名簿の御要望をいただいていた。

8月の普及活動に間に合わず申し訳ございませんでした。

昨年度は、普及強調月間が9月から10月だったのですが、今年度は、国と県に合わせ、8月から11月と1月から2月と、半年の期間となっております。今後の活動に活用いただくようお願いいたします。

なお、取扱注意を赤で表示しましたが、個人情報ですので、適切な管理をお願いします。

3部ついている紙面徹底パンフレットは、県から8月に入って送られてきたものです。全国農業新聞のポイントや紙面解説が文字通り徹底解説されています。普及資料として御活用ください。

#### 5 「農業委員会だより第43号」の発行について

5番の農業委員会だよりです。本日発行です。情報会議の中で、「もっと手に取ってもらえるものを作ろう。」ということでベースの骨組みはあまり変わりませんが、中身について工夫をしました。

たとえば、表紙の写真、両面カラー印刷、文字は広報や議会だよりと同じく丸ゴシック、小さなことですが、見出しも発行、編集、住所をいれるなど、変更しました。

また、JAに必要部数を確認したところ、本年度より、農家戸数＋予備で統一してもらいたいということで、前は9,280部をJAに送っていたものが、5,530部となりました。

農家戸数とは、水稻、園芸、販売や自家消費は問わない農業をされている家を一戸とみており、集落から申し出があった戸数だそうです。

つまりターゲットは農家です。これからも農業委員の活動や農家の方に必要とされる情報、地域話題を盛り込んで工夫をしていきたいと思っております。ですが、農家以外の方にも知ってほしい情報はたくさんありますので、今回の号からホームページに掲載することとしました。本日、新着情報に載ったことを確認しました。

また、今回は情報会議の新澤委員の「思いつれづれ」を掲載しましたが、今後は情報会議以外の農業委員、推進委員の皆様にも、原稿をお願いする話も出ていましたので、原稿の依頼がありましたら、その際はよろしくお願ひします。以上です。

霜田事務局長

次に、事務連絡6番については、山崎局長代理が説明します。

山崎事務局長代理

農業経営基盤強化促進法による利用権の再設定及び新規設定について、御説明申し上げます。

#### 6 農業経営基盤強化促進法による利用権の再設定及び新規設定について

資料は封筒の中にあります。この取組は、農地の流動化を促進し担い手への利用集積を図ることを目的としています。活動期間は、10月8日（金）までとなっております。取りまとめていただいたものは、11月の総会に諮り12月に更新します。

封筒の中にあります、左上に委員さんの名前が入っています。農業経営基盤強化促進法による利用権設定書の配布と回収についてのお願いと利用権設定申出書のQ&A、A4の両面印刷です。次に、農地の所有者宛の案内書と更新用の利用権設定等の申出書です。担当地区に更新の予定がない場合は、入っておりません。新規用の利用権設定等の申出書が3部、新規設定の方がいらっしゃったらお渡しをしてください。もし不足がございましたら、事務局に連絡をしてください。

今回更新の配布をお願いする委員さんには、農地利用集積計画一覧表、A3の書類です。A3の一覧表は、個人情報ですので活動の終了の際必ずお返してください。また耕作者への事務局から郵送する通知書も参考までに同封いたします。

手続きについて、申し上げます。利用権設定の申出書に所有者と耕作者の方々から、賃借料と設定期間を記入してもらいまして、署名と押印をお願いいたします。それぞれの申出書に記入例が付いておりますので参考にしてください。また更新しない場合は、結果を事務局までお知らせください。農地の中間管理機構を通じて設定する場合は、窓口は農協になっております。今回配布した事務局受付の申出書は用紙が異なりますし、御希望がございましたら、別紙配布と回収のお願いのカッコがございます、農協の窓口にご案内をください。JA 柏崎本店営農経済部営農企画課となります。

次に、配布した更新書類について、割り振りは担当地区別に割り振りをしております。一覧表を御覧いただき、もし御自身よりも別の委員さんが担当したほうが円滑に進むという場合であれば双方で御協議をいただき、調整していただければと思います。担当者が変更された場合は、事務局まで連絡をください。その他、所有者の住所が市外で農地の相続等が済んでいない場合は、事務局の扱いとして事務局から直接所有者に送付いたします。

提出締切は、10月8日（金）ですのでお願いいたします。

以上となります。御不明な点等ございましたら、事務局までお問い合わせください。

霜田事務局長

第16回農業委員会総会【農業委員・推進委員】

9月30日(木) 13:30～ 市民会館アルフォーレ(マルチホール)

事務連絡の一番下をご確認ください。選挙の関係で多目的室が使用できなくなります。

9月30日の総会は、アルフォーレのマルチホールで行いますので、お間違えの無いようにお願いいたします。10月の総会については、議会の委員会室を使おうと考えています。

議長

その他について質問はございますか。

—「議長」との声あり—

No.17 水野 美保農業委員

利用権設定書の送付の件です。私の思い違いかもしれませんが、前回までは耕作者の方に書類をお渡ししていましたが、今回は貸し手の方の名前があるので方法が変更されたのか教えてください。

山崎事務局長代理

確認ですが、以前は耕作をされている方の名前が書かれてありましたか。

No.17 水野 美保農業委員

はい、そうです。

山崎事務局長代理

昨年の方法で踏襲していると思ったのですが、確かめて御連絡いたします。

No.17 水野 美保農業委員

分かりました。

山崎事務局長代理

貸し手の方にお渡しする方法はやりにくいですか。

No.17 水野 美保農業委員

私の地域では、耕作者にお渡しするほうが、渡しやすいです。

山崎事務局長代理

もし他にもやりにくいという方がいらっしゃいましたら、御連絡ください。

議長

他よろしいでしょうか。

－「議長」との声あり－

No.5 安野 検一農業委員

事務連絡の中で9月の市議会定例会の一般質問があるようですが、差し支えなければ一般質問の内容を教えてください。

霜田事務局長

耕作放棄地の現状と再生について、農業委員会ではどのように整理していくのかということが、一つ目です。

二つ目は、農地から除外した時は原野になりますが、環境整備はどうなるのかということ、三つ目は、農産物を耕作放棄地として再生を検討し使用できないかということ、この三つが耕作放棄地の現状と再生ということで質問が出ています。

農業委員会では、耕作放棄地を作らせないための活動をしているということです。日々声掛けや指導、7月8月に委員の皆様から難儀していただいた農地パトロールをする中で、耕作放棄地にならないような活動をしているということです。一方で、耕作放棄地になってしまった農地については、どのように整理をしていくのかということですが、非農地の扱いをさせていただきます。それについては、二つの方法があります。農業委員会に現地調査をしていただき、非農地の扱いをしているものと、今年7月8月の農地パトロールを3人以上でお願いしたところであり、農水省のほうから3人以上の委員さんで利用状況調査をして非農地と認めた農地については、非農地の扱いをしようということで耕作放棄地を作らせない、耕作放棄地にさせないということです。

政策や有害鳥獣対策の罾等は農政課になりますのでお答えできませんが、内容としてはこういう質問が出ております。この後会長と協議しようと思っております。

今年、農地パトロールを3人以上でお願いしましたことを委員さんの中でも疑問に思われた方もいらっしゃると思います。国が、「人・農地プラン」で8割を集積・集約をする中で、県が6割いかない状況です。荒れている農地について、非農地の扱いをしようという国が



頭を切替つつあります。農地でなくなったものについては、農地の扱いをしないで非農地の扱いをし補助金も出さないで分母を増やさないようにし、それによって集積率や集約率が上がるということでもあります。

守るべきものは守り、非農地になってしまったものは見切りをつけるということが、国の政策転換ということになります。よって地域の農業委員・推進委員 3 人以上で荒れている農地を非農地と認めるか非農地の扱いにしようということが、増えているような背景になります。

以上です。

議長

よろしいでしょうか。

各会議の代表者から、連絡・報告等はございませんか。

議長

以上で本日の日程は終了しました。

閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いします。

佐藤会長職務代理者

お疲れ様です。

今日までということで、各地区の農地パトロールを実施しました。ありがとうございます。今日は、利用権設定の更新等の書類がありました。10月8日までに提出ということです。

パツとしない天気での先、秋の天候が気になります。おそらく 2 か月後の総会では大半の方が農作業を終えていると思います。怪我なく作業していただければと思います。

以上です。お疲れ様でした。

閉会 午後 2 時 5 0 分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_